

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準の一部改正(経営指導課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

国土調査法による事業計画の変更(〃)

車両制限令による道路の指定(道路課)

都市計画の変更(五件)(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(〃)

宅地建物取引業法による聴聞の期日の変更(住宅課)

◇ 地 方 委 員 会 鳥取県地方労働委員会事務局処務規程

## 告 示

### 鳥取県告示第七百四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機

関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
井 上 敦 子	鳥 薬 一 一 〇 九	平成十年十一月六日

### 鳥取県告示第七百四十八号

昭和四十七年二月鳥取県告示第六十六号(農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準について)の一部を次のように改正する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「(鳥取市、岩美町、国府町、気高町、鹿野町、青谷町、溝口町、江府町、日野町及び日南町に住所を有する者については、二五アール)」を削る。

### 鳥取県告示第七百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり宇野山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 松村 春正 東伯郡羽合町大字字野一五五九

平成十年三月四日退任

理事 竹中 節蔵 東伯郡羽合町大字字野八一七

水野 讓 東伯郡羽合町大字字野一五六八

上川 昭 東伯郡羽合町大字字野七七二一二

本 田 勝義 東伯郡羽合町大字字野八四八

伊 藤 義輝 東伯郡羽合町大字字野七九〇

本 田 幸夫 東伯郡羽合町大字字野一五八九

中 嶋 正敏 東伯郡羽合町大字字野一六一三

中 川 勝 東伯郡羽合町大字字野一五四二

木 村 政通 東伯郡羽合町大字字野一五七九

監事 西 村 清安 東伯郡羽合町大字字野一五八三―三

坂 本 文弘 東伯郡羽合町大字字野八〇〇

尾 坂 壽秋 東伯郡羽合町大字字野一五八二

平成十年八月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 松 村 基嗣 東伯郡羽合町大字字野一五五九

竹 中 節蔵 東伯郡羽合町大字字野八一七

水 野 讓 東伯郡羽合町大字字野一五六八

上 川 昭 東伯郡羽合町大字字野七七二一二

本 田 勝義 東伯郡羽合町大字字野八四八

伊 藤 義輝 東伯郡羽合町大字字野七九〇

本 田 幸夫 東伯郡羽合町大字字野一五八九

中 嶋 正敏 東伯郡羽合町大字字野一六一三

中 川 勝 東伯郡羽合町大字字野一五四二

木 村 政通 東伯郡羽合町大字字野一五七九―一

監事 西 村 清安 東伯郡羽合町大字字野一五八三―三

坂 本 文弘 東伯郡羽合町大字字野八〇〇

尾 坂 壽秋 東伯郡羽合町大字字野一五八二

平成十年八月二十日就任 任期四年

鳥取県告示第七百五十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成十年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称		変更前	変更後	調査区域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)
倉吉市	倉吉市大立、立見及び上大位の各一部	〃	〃	〃	平成十一年三月三十一日まで	三・一五
	八頭郡智頭町大字新見、大字惣地、大字字波、大字口字波、大字中田、大字坂原及び大字岩神の各一部	〃	〃	〃	〃	一五・一八
智頭町	〃	〃	〃	〃	〃	一五・一四

東郷町	変更前	東伯郡東郷町大字長江、大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	〃	四・三二
	変更後	東伯郡東郷町大字長江、大字門田、大字佐美、大字埴見、大字長和田及び大字野花の各一部	〃	四・八八
三朝町	変更前	東伯郡三朝町大字山田、大字福本、大字三朝、大字砂原及び大字福山の各一部	〃	三・六二
	変更後	〃	〃	三・六四
東伯町	変更前	東伯郡東伯町大字徳方、大字丸尾、大字下伊勢、大字逢束、大字八橋及び大字笠見の各一部	〃	二・一六
	変更後	東伯郡東伯町大字徳方、大字丸尾、大字下伊勢、大字逢束、大字八橋、大字笠見、大字保、大字田越、大字浦安及び大字三保の各一部	〃	三・七〇
西伯町	変更前	西伯郡西伯町大字阿賀及び大字境の各一部	〃	二・一〇
	変更後	西伯郡西伯町大字境の一部	〃	一・一一
淀江町	変更前	西伯郡淀江町大字高井谷、大字稲吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字西原、大字淀江、大字今津、大字平岡、大字小波及び大字中間の各一部	〃	二・九一
	変更後	〃	〃	四・六五
中山町	変更前	西伯郡中山町住吉、退休寺、羽田井、束積、樋口、石井垣、潮音寺、赤坂及び下甲の各一部	〃	二・〇一
	変更後	〃	〃	〃

日南町	変更後	〃	〃	二・四八
	変更前	日野郡日南町矢戸の一部	〃	〇・四二
変更後	〃	〃	〃	一・二二

**鳥取県告示第七百五十一号**

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量が車両の長さ及び軸距に應じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条の規定により告示する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	一七九号	倉吉市円谷町七〇―四地先から東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ樋ノ口下一八七―二地先まで	平成十年十二月十五日
〃	一八〇号	米子市目久美町二三九―一地先から同市富士見町二丁目一五―二地先まで	〃
〃	一八一号	日野郡江府町大字佐川字棚田九八七―三地先から米子市桃町二丁目一九―三地先まで	〃
〃	三二三号	倉吉市西倉吉町字中河原五―三地先から同市金森町二九地先まで	〃
県道	鳥取鹿野倉吉線	倉吉市大原字鳥居河原五四〇―一地先から同市東巖城町四〇―三地先まで	〃
〃	米子停車場線	米子市明治町一八地先から同市加茂町二丁目五〇―二地先まで	〃
〃	倉吉赤碓中山線	倉吉市西倉吉町字中河原二六地先から同市秋喜字四反長三二―一地先まで	〃



鳥取県告示第七百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号三朝倉吉羽合線及び三・五・一号上井河北中学校線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・一号三朝倉吉羽合線

変更する部分

倉吉市上井字源平田、字地堂、字下河原及び字外下河原、天神町字外下河原、

海田東町字大所、海田南町字上河原、海田西町一丁目並びに海田西町二丁目

2 三・五・一号上井河北中学校線

変更する部分

倉吉市上井字源平田及び字地堂

鳥取県告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）におい

て公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路三・四・二号羽合中央線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡羽合町大字宇野字西又ノ二及び大字橋津字二ノ浜屋敷

鳥取県告示第七百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園及び羽合都市計画公園九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡羽合町大字宇野字西又ノ二

鳥取県告示第七百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園二・二・九五号大寺屋一号公園

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画土地地区画整理事業 秋里土地地区画整理事業

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百五十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による処分に係る聴聞の期日を次のとおり変更したので告示する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の期日

平成十年十二月十四日 午後一時三十分から

二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁第三会議室

三 聴聞の当事者の住所及び氏名

日野郡溝口町福兼二四九一五

共同農林株式会社 代表取締役 中西弘峻

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会事務局処務規程を次のように定める。

平成十年十一月二十七日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

鳥取県地方労働委員会事務局処務規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県地方労働委員会事務局の処務に関し必要な事項を定めるとを目的とする。

(起案文書の記号及び番号)

第二条 起案文書には、「鳥労委」の記号及び番号を所定欄に記載するものとする。

(文書の保存期間)

第三条 文書の保存期間については、次に掲げるものを永久保存とするほか、知事の事務局の例による。

一 総会議事録

二 公益委員会議事録

(文書の取扱い)

第四条 前二条に定めるもののほか、鳥取県地方労働委員会事務局の文書の收受、施行、整理、保管その他の取扱いについては、知事の事務局の例による。

(公印の種類等)

第五条 公印の種類、ひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

2 前項の定めるもののほか、公印の取扱いについては、知事の事務局の例による。

附 則

この規程は、平成十年十一月二十七日から施行する。

別表 (第五条関係)

公印の種類	ひな形	寸法
委員会印	鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 印	三〇ミリメートル平方

事務局長印	事務局印	調停委員長印	仲裁委員長印	審査委員長印	会長印
鳥取県地方労働委員会事務局印	鳥取県地方労働委員会事務局印	鳥取県地方労働委員会調停委員長印	鳥取県地方労働委員会仲裁委員長印	鳥取県地方労働委員会審査委員長印	鳥取県地方労働委員会会長印
二二ミリメートル平方	三〇ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方